平成２１年（フ）第５３９号
大津市松原町18番16号　レークハイツ瀬田201
債務者　宗政アントニアこと　MUNEMASA ANTONIA ROSA BORTOLETO
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５５４号
滋賀県草津市西渋川１丁目11番３号　川那辺ハイツ205号
債務者　佐野　絵麻
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７１７号
大津市北大路３丁目25番25―407号
債務者　石井　文子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４号
滋賀県栗東市下鈎788番地５
債務者　竹田　朋也
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２７号
滋賀県湖南市三雲645番地２　中本方、前住所滋賀県甲賀市甲賀町神1428番地
債務者　廣岡　理恵
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７７号
滋賀県栗東市苅原152番地１―203号、前住所滋賀県湖南市水戸町22番地２
債務者　三浦　哲也
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８１号
大津市錦織２丁目８番15号　第一協和荘105号室、前住所大津市日吉台２丁目30番13号
債務者　荻野　俊一
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８２号
大津市錦織２丁目８番15号　第一協和荘105号室、前住所大津市日吉台２丁目30番13号
債務者　荻野　あい
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８８号
滋賀県甲賀市水口町虫生野虹の町14番地、前住所滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘３丁目10番地８
債務者　永井　裕二
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８９号
滋賀県甲賀市水口町虫生野虹の町14番地、前住所滋賀県甲賀市甲南町希望ヶ丘３丁目10番地８
債務者　永井　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９８号
大津市伊香立下龍華町584番地の91　下龍華団地１－６
債務者　山田　辰吾
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０２号
滋賀県高島市鴨2312番地
債務者　万木　美香
1　決定年月日時　平成22年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１０号
滋賀県草津市野路東４丁目５番８号
債務者　山下　史子
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３７号
大津市堅田１丁目４番13号
債務者　小山　雅子
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１３９号
滋賀県守山市下之郷２丁目３番32―203号
債務者　藤橋　正恵
1　決定年月日時　平成22年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２号
滋賀県愛知郡愛荘町東円堂2575番地１　レオパレス翔202号
債務者　前川　　徹
1　決定年月日時　平成22年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
大津地方裁判所彦根支部